航空法

I. 案内情報

- ① 手続名:外国航空機の国内使用の許可
- ② 手続根拠:航空法第127条ただし書(航空法施行規則第231条)
- ③ 手続対象者:外国籍航空機を、本邦内の各地間において航空の用に供しようとする者
- ④ 提出時期:使用開始予定期日の3日前までに提出
- ⑤ 提出方法: 航空法施行規則第231条各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際航空課(同一飛行場において離陸し、及び着陸する航空機に係るものは地方航空局地域航空事業課)へ提出してください。
- ⑥ 手数料:なし
- ⑦ 添付書類・部数:なし
- ⑧ 申請書様式:特になし
- ⑨ 記載要領・記載例:提出先となる国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部国際 航空課又は地方航空局地域航空事業課にお問い合わせください。

Ⅲ. 窓口情報

- ① 提出先:
 - <下記以外のフライト>
 - 国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111
 - <国際航行に接続しない同一飛行場でのローカルフライト>
 - ※当該空港を管轄する東京又は大阪航空局
 - 国土交通省東京航空局総務部地域航空事業課 03-5275-9315
 - 国土交通省大阪航空局総務部地域航空事業課 06-6937-2703
- ② 受付時間:原則 平日10:00~17:00
- ③ 相談窓口:提出先に同じ

Ⅲ. 手続情報

- ① 審査基準: 航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間(平成6年空総第 177号)
- ② 不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)